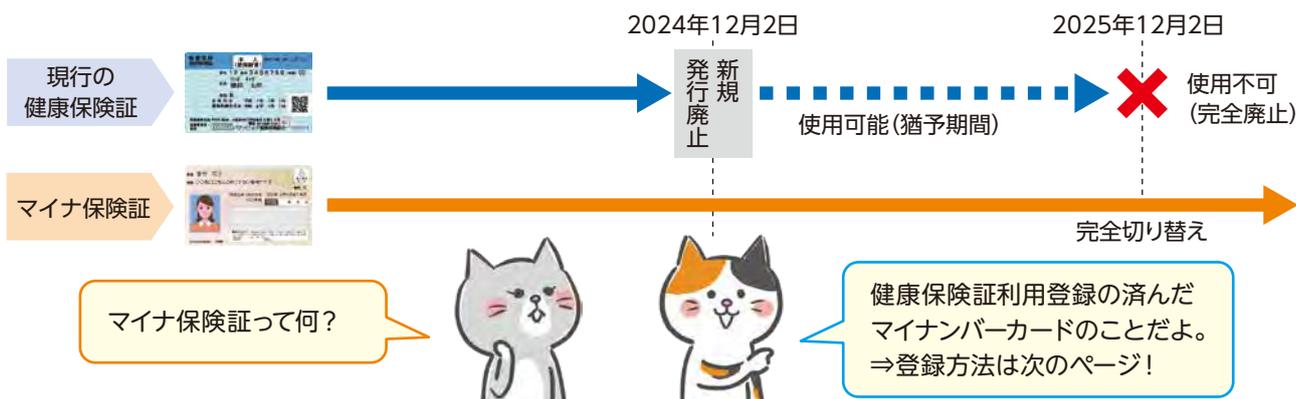


2024年12月2日に**健康保険証廃止**

マイナ保険証をご利用ください

▶ 健康保険証の廃止について

健康保険証は、2024年12月2日をもって新規発行が廃止となり、マイナ保険証を提示して受診することが原則となります。既存の健康保険証は1年間の猶予期間が設けられ、最長で2025年12月1日までは使用可能ですが、12月2日以降は完全にマイナ保険証での受診に切り替わります。



※マイナ保険証をお持ちでない方は、医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すると保険診療を受けることができます。一部の方には申請がなくても健保から交付されます。

入社直後など、マイナ保険証で受診の際に現在の資格確認ができない場合は、医療機関窓口にて「被保険者資格申立書」に記入することで保険診療を受けることができます。

※健保にて加入者情報登録が完了するまでに5日ほどかかります(マイナンバーのお届出がない場合は8日)。

▶ 「資格情報のお知らせ」交付について

ご自身の資格情報(マイナンバー下4桁を含む)をご確認の上、安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、加入者全員の「資格情報のお知らせ」をMY HEALTH WEBに掲載します(2024年10月下旬)。

※掲載日は健保ホームページにてご確認ください。また、ご登録メールアドレス宛にもご案内いたします。

▼ MY HEALTH WEB登録はこちらから



ご自身の資格情報をいつでもご確認いただけるようになります。登録がお済みでない方はこの機会にお済ませください。

▶ マイナ保険証をご利用ください

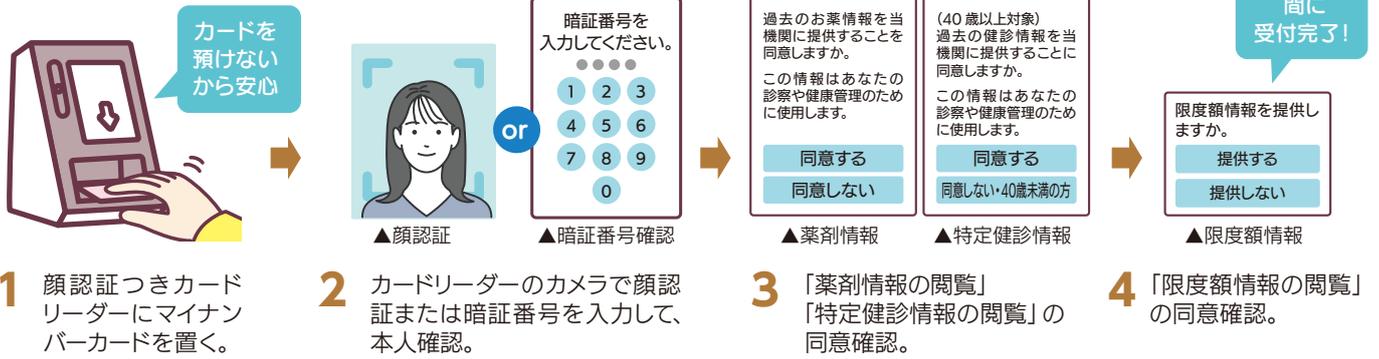
● マイナ保険証のメリット

医療情報の共有化で 質のいい医療が受けられる	手続きなしで 高額な窓口負担が不要に	医療費を節約できる
初めての医療機関でも、特定健診や薬剤・診療情報が医師と共有でき、より適切な医療を受けられる ※受診時に本人が同意した場合のみ	限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立替払いが不要に ※受診時に本人が同意した場合のみ	現行の健康保険証と比べ、初診料や調剤管理料等が安くなる

▶ マイナ保険証での医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します！



マイナ保険証で受診するための準備

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1

スマホから パソコンから
オンライン申請

2

証明写真機から

3

郵送

受け取り

- ①ハガキが届く
- ②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードがある方は健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、登録が必要です。※以下から選択

●スマホから登録する

スマホで
どこでも
登録できる！



「マイナポータルアプリ」の
インストールが必要となります。



iPhone



Android

ご自身のスマートフォンに「マイナポータルアプリ(申請用アプリ)」をダウンロード後、画面の指示に従って操作・登録してください。

●医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで登録する

登録して
すぐに
使えるよ！



マイナンバーカードを医療機関や薬局にお持ちいただき、顔認証付きカードリーダーの画面を操作して登録してください。



●セブン銀行ATMで登録する

近くの
コンビニで
できるんだ！



ATM画面の「各種手続き」>「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」ボタンを押し、画面の指示に従って操作・登録してください。



※初めて(資格変更後を含む)マイナ保険証を利用する場合は、ご自身の加入者情報がシステムに正しく登録されているか「マイナポータル」で確認をお願いいたします。